

4月13日②は 県議会議員選挙です

投票 午前7時～午後8時 (市内38投票所)

投票所とその区域

投票区	対象区域	投票所
1	本町2丁目1区、本町3丁目1区 本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
2	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
3	新町1～3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
4	北上1～3丁目	北上共有会館
5	山谷町1～3丁目	山谷公会堂
6	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
7	田家1～3丁目、吉岡町	田家氏子会館
8	草水町1～3丁目	草水公会堂
9	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
10	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
11	満願寺、七日町、大蔵	満願寺小学校ミニテニールーム
12	結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
13	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B 荻島2～3丁目、中野1～3丁目	荻川保育所遊戯室
14	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬幼稚園遊戯室
15	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
16	川根、浦興野、出戸、四ツ興野 子成場、藤曾根	小合小学校集会室
17	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
18	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合東小学校ランチルーム
19	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
20	中村、程島	林照寺保育園保育室
21	東島、西島	東島氏子会館
22	朝日、割町	金津保育所遊戯室
23	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
24	金津、塩谷	金津公会堂
25	小口	小口公会堂
26	大関、岡田	大関集落農事集会所
27	下新、市新、金屋、新郷屋	新関保育所遊戯室
28	六郷、堤	六郷公会堂
29	本町1丁目、本町2丁目2区 善道町1～2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
30	古田、天神	古田保育所遊戯室
31	秋葉1～3丁目	秋葉町内会館
32	金沢町1～4丁目	第二小学校音楽教室
33	新金沢町、東町1～3丁目	新金沢保育所遊戯室
34	南町1～2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
35	美幸町1～3丁目	美幸町会館
36	こがね町、荻野町 車場4～5丁目、中野4～5丁目	荻川地区ふれあいセンター機能訓練室
37	北上新田、さつき野町、北湯、川口	川口地域交流会館
38	車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目	車場公会堂

任期満了に伴う「新潟県議会議員一般選挙」が、四月四日(金)に告示されます。今回選挙する県議会の議員定数は六十一人で、このうち新津市選挙区では二人の議員を選出します。十三日の投票日は棄権することなく、そろって投票しましょう。

注意

・第18投票区(小戸上組・小戸下組・栗宮)の投票所は「小合東小学校ランチルーム」に変更になっています。
・第37投票区の「さつき野町」は、4月1日から「さつき野1丁目」「さつき野2丁目」「さつき野3丁目」に変わります。

投票のできる人

■新津市で投票のできる人
新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当している人であること(昭和五十八年四月十四日以前に生まれた人) 基準日(四月三日)前三カ月以上新津市に住所があること(平成十五年一月三日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)

■他市町村から転入した人
平成十五年一月四日以降に新津市に転入した人で、転入前に県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の市町村で投票することになります(新津市で不在者投票できる場合もあります)。

この場合、「新津市に住所を移し、引き続き住所を有する者である」とこの証明書が必要で、この証明書は、市役所市民

投票所と入場券の送付

投票所は、右の表のとおりですが、入場券(四月三日(木)以降郵送でお届けします)で確認してください。

入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。

また、入場券を紛失されたときでも投票はできますので、投票日当日に直接、投票区の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を受けてください。

なお、入場券が届いた場合で

代理・点字投票

身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は、「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。「ご希望の人は、投票所の受け付けで申し込んでください。

不在者投票は 4月4日(金)～12日(土)の午前8時30分～午後8時

投票日当日は忙しい人も、棄権することなく投票しましょう！

投票日当日に、用事などがあつて、投票所へ行くことができない人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。

■とき 4月4日(金)～12日(土)の午前8時30分～午後8時(土・日曜日も含む)

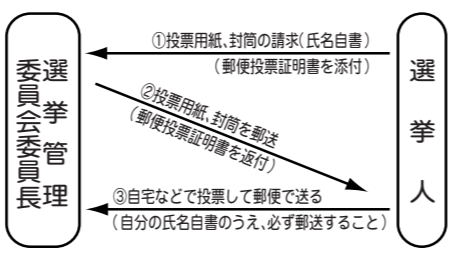
■ところ 市役所一階市民サロン

不在者投票をする人は、なるべく入場券をお持ちください(入場券がなくても投票できますが、本人確認などで時間がかかります)。

<表1> 郵便による不在者投票ができる人

区分	障害の程度	
身体障害者手帳を持っている人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは2級 1級もしくは3級
	戦傷病者手帳を持っている人	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症

<図1> 郵便による不在者投票の投票方法



「郵便投票証明書」を添えて、右の 図1 のとおりです。郵便による不在者投票は、投票日の四日前(四月九日)までに「郵便投票証明書」を添えて、

「証明書」には、有効期限(交付の日から七年)があります。有効期限が切れそうな人には通知を郵送しますので、早めに更新手続きをしてください。

市民会館で即日開票します

投票日当日の午後九時から、市民会館大ホールで即日開票します。

選挙に関するお問い合わせは…

入場券のことや不在者投票など選挙のお問い合わせは、

市選挙管理委員会

(市役所3階)
☎24-2111 内線301へ。

投票の方法

①郵送された入場券のうち、自分の氏名の記載されている部分を切り離して、指定された投票所へ行きます。



1枚に家族3名まで記載されます。

②投票所の受付に入場券を出し、本人確認を受けた後、投票用紙を受け取ります。



③投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者1名の氏名を書き、投票用紙を投票箱に入れます。

